２　前項の場合において、法第五十一条の九本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。

３　第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

（指定に関する規定の準用）

第三十五条の十五の三　［略］

［条を削る。］

［条を削る。］

（電磁的記録媒体による手続）

第四十一条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。別記様式第二において同じ。）及び別記様式第二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［一・二　略］

三　前条第一項の報告書

［様式を削る。］

［様式を削る。］

［様式を削る。］

別記様式第２（第41条関係）　［略］

（指定に関する規定の準用）

第三十五条の十五の二　［同上］

（身分を示す証明書）

第四十一条　廃棄物管理事業者に対する検査について、法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の二によるものとし、法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の三によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

（人の出入り等の管理が行われている区域）

第四十二条　令別表第二の五の項の原子力規制委員会規則で定める区域は、第一条第二項第三号に規定する管理区域とする。

（電磁的記録媒体による手続）

第四十三条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［一・二　同上］

三　第四十条第一項の報告書

別記様式第１の２（第41条関係）　［略］

別記様式第１の３（第41条関係）　［略］

別記様式第２（第41条関係）　［略］

別記様式第３（第43条関係）　［同上］

別表第十三　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） **第二条**　［略］ ２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～七　略］ 八　「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。 九　「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。	（定義） **第二条**　［同上］ ２　［同上］ ［一～七　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］